

平成14年度

国有林野の管理経営に関する
基本計画の実施状況

国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況は、「国有林野の管理経営に関する法律」（昭和26年法律第246号）第6条の3第1項の規定に基づき公表するものである。

平成15年9月

農林水産省

目 次

平成14年度の実施状況の概要について	1
1 国有林野の管理経営に関する基本方針に基づく管理経営の推進	4
(1) 公益的機能の維持増進を旨とした管理経営	4
① 重視される機能に応じた管理経営の推進	4
ア 水土保全林	5
イ 森林と人との共生林	6
ウ 資源の循環利用林	7
② 路網の整備	8
③ 治山事業の実施	9
(2) 森林の流域管理システムの下での管理経営	11
① 民有林との連携による森林・林業の活性化	11
② 流域管理推進アクションプログラムの取組	13
(3) 国民の森林としての管理経営	14
① 情報開示と広報の推進	14
② 森林・林業等に関する普及啓発活動	15
③ 森林環境教育への取組	16
2 国有林野の維持及び保存	19
(1) 森林の巡視、病虫害の防除等適切な森林の保全管理	19
① 森林の巡視及び境界の保全	19
② 森林病虫害の防除	20
③ 保安林の適切な管理	21

(2) 保護林など優れた自然環境を有する森林の維持・保存	22
① 保護林の設定	22
② 「緑の回廊」の設定及び整備の推進	24
③ 野生動植物の保護管理の推進	26
④ 地域やNPO等との連携による保護活動の推進	27
⑤ 環境行政との連携	28
3 国有林野の林産物の供給	30
(1) 計画的な収穫の実施	30
(2) 林産物等の販売	31
4 国有林野の活用	34
(1) 国有林野の活用の適切な推進	34
① 国有林野の貸付け	34
② 林野・土地の売払い	35
(2) 公衆の保健のための活用の推進	36
5 国有林野の事業運営	38
(1) 管理経営の事業実施体制	38
① 効率的な事業実施	38
② 簡素かつ効率的な組織機構の下での管理経営	39
③ 必要かつ最小限の職員数による管理経営	39
(2) 平成14年度の収支	40
(3) その他の事業運営	40
① 事務の改善合理化	40

② 労働安全衛生の確保	41
③ 林業事業体の育成強化	42
6 その他国有林野の管理経営	44
(1) 森林整備への国民参加	44
① 分収林制度による森林づくり	44
② ボランティア団体等による森林づくりへの支援	45
③ 巨樹・巨木の保護活動の推進	46
④ 木の文化を支える森づくり	47
(2) 地球温暖化防止対策の推進	48
(3) 林業技術の開発普及	49
(4) 地域振興への寄与	50
(5) 人材の育成	51
(6) 労使協力の推進	51

(参考)

1 用語の解説	53
2 林野庁、森林管理局（分局）のホームページアドレス	56

(索引)

図及び表の索引	57
---------	----

平成14年度の実施状況の概要について

（国有林野事業の役割）

国有林野は、我が国の国土の約 2 割、森林面積の約 3 割を占めていますが、その多くは奥地脊梁山地や水源地域に分布しており、原生的な天然林も多く残されています。

このため、国有林野に対しては、特に、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、保健休養の場の提供等の公益的機能を高度に発揮させることが求められてきました。近年では、これらに加えて、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林とのふれあいや森林環境教育等が求められるなど、国民の皆さんの期待や要望は、公益的機能の発揮に重点を移しつつさらに多様化しています。

国有林野事業では、このような国民の皆さんの要請にこたえるため、公益的機能の維持増進を旨としつつ適切かつ効率的な管理経営に努めているところです。

（抜本的改革の推進）

国有林野事業では、将来にわたって国有林野に対する要請にこたえていけるよう、平成10年10月に以下を柱とする抜本的改革に着手しました。

- ・ 公益的機能の維持増進を旨とする管理経営への転換
- ・ 組織・要員の徹底した合理化・縮減
- ・ 一般会計からの繰入れを前提とした特別会計制度への移行
- ・ 累積債務の本格的処理

平成15年度までを集中改革期間として、これらの取組を重点的に進めることにしています。そして、国有林野を国民の皆さんの共通財産として、国民の皆さんの参加の下に、国民の皆さんのために管理経営し、名実ともに開かれた「国民の森林」の実現を目指して取り組んでいくことにしています。

（管理経営基本計画）

このような方針の下で、平成10年12月に「国有林野の管理経営に関する基本計画」（以下「管理経営基本計画」という。）を国民の皆さんの意見を聴いた上で取りまとめました。

管理経営基本計画は10年を1期とする計画で、5年ごとにたて直すことになっています。現行の管理経営基本計画は平成11年1月から平成21年3月までを計画期間としています。

（平成14年度の実施状況）

平成14年には、地球温暖化防止森林吸収源 10 カ年対策の策定に加え、関連政策分野でも、新・生物多様性国家戦略の策定、新学習指導要領の施行、自然再生推進法の制定等の動きがありました。このため、これまでの取組実績を基礎とし、こうした新たな動きも踏まえつつ、管理経営基本計画の着実な実施に向けて各種の取組を積極的に実施しました。

本報告は、平成14年度における管理経営基本計画の実施状況について、国民の皆さんの理解をいただけるよう、写真と図表を用いてできるだけわかりやすく記載したものです。

（平成14年度の主な取組）

平成14年度に実施した主な取組は以下のとおりです。

（１）公益的機能の維持増進を旨とする管理経営の推進

- 森林の公益的機能を維持増進させるため、長期育成循環施業を導入するなど育成複層林の整備をさらに推進しました。（本文5ページ）
- 民有林と国有林とがさらに連携を取って森林の整備・保全を進めることができるよう、地方自治体との協定の締結等を進めました。（本文12ページ）
- 地球温暖化の原因となる二酸化炭素の吸収・固定を進めるため、健全な森林の育成や、治山事業等における木材の利用を推進しました。（本文48ページ）

（２）優れた自然環境を有する森林の維持・保全の充実

- 貴重な森林生態系等の維持・保全を進めるため、新たに約7万haの保護林を設定しました。（本文22ページ）
- 野生動植物の生息・生育環境を保全するため、新たに4箇所、約3万haの緑の回廊を設定しました。（本文24ページ）

（３）国民の利用や森林整備への参加の促進

- 学校等における森林環境教育の推進を図るため、新たに全国19箇所で「遊々の森」の協定を締結しました。（本文16ページ）
- 国民の皆さんの自主的な森林づくりの要望にこたえるた

め、全国の「ふれあいの森」における延べ約1万5千人の活動に対して支援を行いました。（本文45ページ）

- 伝統文化の継承等に貢献するため、「古事の森」や「御柱の森」等の「木の文化を支える森づくり」への取組を開始しました。（本文47ページ）

（４）林産物の持続的かつ計画的な供給

- 地域における木材の安定的な供給に資するため、自然環境の保全に配慮しつつ、林産物の計画的な供給を進めました。（本文30ページ）

（５）効率的な事業実施体制の確立への取組

- 効率的な事業の実施と民間事業体の育成に向けて、伐採・造林等の実施行為の民間委託化をさらに推進しました。（本文38ページ）
- 簡素かつ効率的な組織機構の確立に向けて、森林管理局や森林管理署等において149の係を廃止しました。（本文39ページ）
- 職員数の適正化を推進するため、省庁間の配置転換等により約7百人を縮減しました。（本文39ページ）